

協働の形態

本編では、企業や学校、地域住民など、さまざまな立場の方と行政との協働事例について紹介しました。ここでは、本編に登場したさまざまな「協働の形態」について説明します。

協働の領域

公共の取り組みを市民と行政の役割で分類すると、下のA～Eのように5段階に分けられます。そのうち、市民主体で取り組むAと、行政主体で取り組むEを除くB～Dが協働に適した事業になります。協働に適さない事業もごく一部ありますが、多くの事業が協働で実施することができます。

A 市民主体	B 市民>行政	C 市民=行政	D 市民<行政	E 行政主体
市民の責任と主体で、独自に行うこと	市民が主体的に、行政のサポートを得ながら行うこと (市民主導)	市民と行政がそれぞれの主体性のもと、力を合わせて行うこと	行政が主体的に、市民のサポートを得ながら行うこと (行政主導)	行政の責任と主体で、独自に行うこと
				

◎協働に適した事業（B～Dの領域）

- 多くの市民の協力・参加が必要なもの…イベント、講演会、啓発事業など
- 地域と密接な連携が必要なもの…防災訓練、施設の管理運営など
- 各主体が当事者性を発揮することが必要なもの…先駆的な活動団体との協力など
- きめ細やかな対応が必要なもの…子育て支援、広報の音訳など
- 特定分野における専門性や希少性が必要なもの…芸術、文化、生涯学習など

×協働に適さない事業（Eの領域）

- 行政処分や行政指導・・・許認可、賦課徴収、給付など
- 内部管理事務・・・人事、庶務・経理など

協働の形態

協働のかたちはさまざまです。事業ごとに最も適した協働の取り組みを進めましょう。※協働形態の後ろの（ ）は、前ページの図に当てはめた領域です。

委託（D）

行政が実施する事業を、市民や企業などパートナーの特性を活かしてより効果的に実施するために、事業の全部または一部を委ねる協働形態。パートナーの特性が発揮されることで、行政にはない創造性や先駆性が期待でき、市民ニーズに応えられるきめ細やかなサービスの提供が可能になります。

補助（B, C）

市民等が行う事業に対して財政的な支援を行うことで、公共公益的な課題解決を実現する協働形態。行政だけでは取り組みが困難な事業を支援することで、多様な市民サービスの提供につながります。

共催（B, C）

市民等と市がともに主催者となって事業を行う協働形態。パートナーのアイデアやネットワークが活かされ、広く市民に参加を呼びかけることができます。企画段階から話し合うことで、相互理解が深まり、信頼関係を築くことができます。

後援（B）

市民等が実施する事業の公共・公益性を認め、財政面以外の支援を行う協働形態。事業に対する理解や関心、社会的信頼が増し、広く市民の参加を呼びかけることにつながります。

実行委員会・協議会（B, C, D）

市民等と市が実行委員会や協議会を構成し、双方が主催者となって事業を実施する協働形態。「共催」と同様の効果が期待されます。

事業協力（B, C, D）

市民等と市がお互いの特性を活かし、定期的・継続的に協力し合いながら事業を実施する協働形態。双方の特性が活かされ、より効果の高い事業を実施することができます。また、話し合いの機会が増えることで信頼関係を築くことができます。

情報交換・情報提供（B, C, D）

市民等と市がそれぞれ持つ情報を提供し合い、活用する協働形態。お互いの知識が活かされるため、専門的で高度な情報を得ることができます。また、地域の課題を的確に把握することができます。お互いに情報を共有し合うことにより、それぞれの事業内容を充実させることにもつながります。